

業務体制の概要（配置販売業）

氏 名（法人にあつては、名称）

【一般用医薬品を配置する勤務時間】

薬剤師又は登録販売者が一般用医薬品を配置販売する勤務時間	①	時間
薬剤師が第一類医薬品を配置販売する勤務時間	②	時間

* 時間数は、週当たりの時間数の総和とする。

【通常の薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

薬剤師の週あたり勤務時間数の総和	⑤	時間
登録販売者の週あたり勤務時間数の総和	⑥	時間
合計（専門家の週当たりの勤務時間数の総和）	⑦ = ⑤ + ⑥	時間

一般用医薬品を配置する勤務時間数	①	≥	⑦	2	専門家の勤務時間
<第一類医薬品を扱う場合のみ>					
第1類医薬品を配置販売する薬剤師の勤務時間数	⑤	≥	⑦	2	専門家の勤務時間

* 時間数は、週当たりの時間数の総和とする。

【一般用医薬品の配置販売業務の適正な管理を確保するための必要な措置】

指針の策定（体制省令第3条第1項第5号）	無 ・ 有
従事者から配置販売業者への事故報告の体制（体制省令第3条第2項第1号）	無 ・ 有
業務に関する手順書（指定濫用防止医薬品の配置にあつては、指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成を含む）体制省令第3条第2項第2号）	無 ・ 有

* 体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

【その他】

販売等する医薬品の区分	<input type="checkbox"/> 第一類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第二類医薬品 <input type="checkbox"/> 第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。） <input type="checkbox"/> 第三類医薬品
兼営事業の種類	

* 「無・有」については該当するものに○をつけること。

* については、該当するものに「レ」をつけること。

【通常の薬剤師及び登録販売者の勤務体制】

時間		0	3	6	9	12	15	18	21	24	計
月	営業時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	第1類販売時間										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間
火	営業時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	第1類販売時間										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間
水	営業時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	第1類販売時間										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間
木	営業時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	第1類販売時間										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間
金	営業時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	第1類販売時間										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間
土	営業時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	第1類販売時間										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間
日	営業時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	第1類販売時間										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間

(参考)

祝日	営業時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	第1類販売時間										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間

* 営業時間等及び薬剤師・登録販売者の勤務時間について、塗りつぶす若しくは線を引いて、何時から何時まで営業・勤務しているか分かるように記載して下さい。